



友達登録は
こちらから



PC・スマホ フィーチャーフォン



地域密着！身近な頼もしい存在

青梅市 消防団員 募集！

問 防災課消防係



地域の笑顔と平和を守るため、あなたも消防団に入りませんか？
男女問わず、消防団は多くの方の入団を待っています。

★入団資格

市内在住・在勤・在学の18歳以上の健康な方



女性消防団員も
活躍しています

★消防団の待遇の一例★

福利厚生【互助会制度】

- ▷各種祝金・見舞金
 - ▷各種助成
 - ・市内市民プール利用券配布
 - ・テーマパーク、プール施設割引パス等
 - ・シネマチケット斡旋や一部代金助成
- ※いずれも要件あり

報酬

- ▷年額報酬（9・3月）
 - ▷出勤報酬
 - ▷費用弁償（出張旅費）
 - ▷退職報償金
 - ▷その他表彰制度
- ※いずれも要件あり

★消防団の活動の一例★

平常時の消防団の活動

- ▷消防・災害活動に対する教育と訓練
- ▷火災予防運動等における火災予防啓発や警戒活動
- ▷地域住民に対する防火指導や広報活動
- ▷地域行事における警戒活動

災害時の主な任務

- ▷火災発生における消火活動
- ▷住民の救助や救護活動、避難誘導
- ▷情報収集と警戒活動



詳細は市ホームページ(2次元コード)からご覧ください。

青梅警察を騙った詐欺の電話が増えています

問 青梅警察署 ☎22-0110、市民安全課市民安全係

○青梅警察署管内特殊詐欺の被害発生状況

令和5年（10月1日現在）11件 1,615万円

青梅警察の警察官を名乗り、「犯人を捕まえたならあなたの名前が載った名簿を持っていました」「あなた名義のカードを使ってお金を下ろそうとした犯人を捕まえています」などと言ってお金やキャッシュカードをだまし取ろうとする詐欺の電話が増えています。

警察や役所の職員を名乗る電話には、「所属・名前」を聞いて折り返す旨を伝え、すぐに電話を切ってください。実際に、警察や役所からの電話かどうか判断の付かない場合にも、まずはいったん電話を切って警察へご相談ください。詐欺犯人は1人ではなく、皆さんがお金やキャッシュカードを用意したと分かるとすぐに近くに待機させていた別の詐欺犯人を自宅に向かわせます。そのため、詐欺犯人は地区ごとにまとめて詐欺の電話をかけてくる傾向があります。

青梅市・奥多摩町に連続して詐欺の電話がかかっている状況が判明した場合には、青梅警察署からメールでお知らせをしています。「メールけいしちょう」もしくは防犯アプリ「DigiPolice(デジポリス)」を登録・ダウンロードしていただき、ご家族やご親戚へ注意喚起のご協力をお願いします。登録方法等不明な点があれば、青梅警察署へお問い合わせください。

消費者相談室から345

クーリング・オフの通知は電子メールでも可能です！

問 市民安全課市民相談係

クーリング・オフは、はがきなどの書面に限らず、電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォーム、SNSやアプリのダイレクトメッセージ、FAXなどの電磁的記録による通知も可能です。所定の期間内に発信（発送）すれば効力が発生します。

送信したメッセージは必ず保存しておきましょう

クーリング・オフの通知には、契約が特定できる情報（契約年月日、契約者名、商品名、契約金額等）やクーリング・オフ発信日を必ず記載してください。また、証拠を残すため、電子メールの場合は送信メールを、専用フォーム等の場合は画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。はがきで申し出る際も必ず両面コピーを取ってから簡易書留など記録が残る方法で送りましょう。

不明な点は消費者相談室に相談しましょう

契約書面に不備があるときは、所定の期間を過ぎてもクーリング・オフができます。クーリング・オフが可能か分からない場合や不明な点があったら、迷わず消費者相談室に相談してください。

(東京都消費生活総合センターの相談事例より作成)

消費者相談室 ☎22-6000（相談専用）

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～正午、午後1時～4時（毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付）

夜間無料法律相談会

問 市民安全課市民相談係

日時 12月7日（木）
午後5時～8時10分

※1人30分

会場 市役所2階
201・202会議室

対象 市民

相談員 法テラス多摩と東京三弁護士会多摩支部

定員 先着5人

持ち物 相談内容の資料があれば持参してください。

申し込み

電話または直接市民安全課市民相談係（市役所3階）へ

11月25日～12月1日

犯罪被害者週間

問 市民安全課市民安全係

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が置かれている状況、生活の平穏への配慮の重要性などについて理解を深めましょう。

被害にあった方にとって、身近な人が理解してくれている、ということは何よりの支えになります。

★犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口

☎03-5287-3336

☎042-506-1042（多摩支所）

（公社）被害者支援都民センターが対応します。

受付時間 月・木・金曜日

午前9時30分～午後5時30分

火・水曜日 午前9時30分～午後7時

※土・日・祝日、年末年始を除く

ひとり親家庭サポート講座



10月21日に開催された、講座内容をアーカイブ配信します。

希望者は後日、同支援協会と継続で相談ができます。企業説明会への参加や家計管理など、協会のひとり親コンシェルジュが相談をお受けします。

配信期間 令和6年1月31日（水）まで

対象 市内在住のひとり親家庭の親、離婚を考えている親

内容 ひとり親の「将来のこと」「子どもの教育費」など、未来について考える。

申し込み

令和6年1月15日までに2次元コードまたは電話で子育て応援課ひとり親福祉担当へ